

## 79 羽柴越前守とは

問 伊達政宗に関する史料の中に、羽柴越前守の名がしばしば現われてきます。これは如何なる人物でしょうか。

答 羽柴越前守とは、天正19年〔1591〕から慶長13年〔1608〕までの、伊達政宗のことです。「貞山公治家記録」巻之16、天正19年〔1591〕3月の条に『○此時節公侍従ニ任セラレ羽柴氏ヲ拜領シ賜フ越前守御兼任仰出サルト云々 是二月三月両月ノ間ナリ月日不知』〔始期〕とあり、巻之22慶長13年〔1608〕正月の条に『此月公 公方台徳院殿ヨリ松平御氏ヲ賜リ陸奥守ニ御転任仰出サレ御腰物来国光ヲ賜フ 日不知』〔終期〕とあります。羽柴は豊臣秀吉から賜った姓で、越前守は官名です。公式の場合自他ともにこれを使用するのが例になっていました。

階級社会にあって、臣下に自家の姓を与えることは、受け手側の名誉心を充たすことであり、その恩恵の見返りとして、忠誠心の一段の振起が期待できるという、有効な恩賞手段の一つです。羽柴という姓は、木下藤吉郎から脱皮する時、武勇抜群の丹羽長秀・柴田勝家の姓の一字宛をとって称したものとされます。後に秀吉は豊臣の姓を朝廷から賜ったこととなりますが、秀吉は羽柴又は豊臣の姓を濫発に近い程、多くの諸将に与えています。名だたる武将で、それらの姓を受けなかったのは、徳川家康ら少数しかありませんでした。政宗が羽柴姓を賜ったのに対し、その強大なライバルだった蒲生氏郷は豊臣姓を賜わり、松島侍従豊臣氏郷の名を、文書・記録の中に残しています。ちなみに、越前守といっても、文字通りの職務内容を伴ったものでありません。律令国家も形骸化した後も、律令制は朝廷に存続していました。それも名目のみが残存したというべきで、官名もまた実体が消滅したまま、身分階級相応の名誉・威厳を示す称号として授けられるものとなっていました。従って、同一官名の所持者が同時代に何人も同在したという、極端な実例もあったのであります。豊臣秀吉の死後、政権を掌握した徳川氏もまた、その旧姓松平を諸将に与えています。慶長13年を境に、羽柴越前守だった政宗が、松平陸奥守に切り替ったのはそのためであります。

なお、伊達政宗は、いろいろな呼ばれ方を史料の中に残しています。それらが「伊達家史叢談」巻之7（伊達邦宗）に、次のように年代順にまとめてあります。

『貞山公ニ対スル称谓

家蔵ノ古文書中、貞山公ニ対シ、称谓ノ異ナル種類ヲ列挙スレバ左ノ如シ

肩書ノ日付ハ、書状ヲ出シタルトキノ日附ニシテ、下記ノ姓名等ハ、書簡ヲ発送セラレタル方々ナリ、

天正十三年〔1585〕 八月十日

伊達美作守殿 青蓮院尊朝親王 御花押  
(4)

天正十四年〔既に1587〕十二月三日

伊達左京大夫殿 (豊臣) 秀次  
(5)

天正十八年〔1590〕一月九日

伊達左京公 (蒲生) 忠三郎氏郷

天正十九年〔1591〕卯月三日

羽柴伊達侍従殿 (徳川) 家康  
(6)

天正十九年〔1591〕卯月廿七日

羽柴長井侍従殿 浅野長吉  
(7)

天正十九年〔1591〕五月十日

羽柴陸奥侍従殿 (宇喜田) 中納言秀家  
(8)

天正十九年〔1591〕八月三日

羽柴侍従殿 浅野長吉

文禄元年〔1592〕正月四日

羽柴侍従殿 (蒲生)

文禄二年〔1593〕卯月晦日〔うつきみそか〕

大崎侍従殿 (徳川) 家康  
(9)

年号不知

大崎少将殿 大坂五奉行連署

慶長五年〔1600〕九月十一日  
(10)

羽柴越前守殿 一通斎

慶長十年〔既に1606〕極月〔ごくげつ〕四日

羽柴越前様 中納言秀家

慶長十五年〔1610〕十月三日

松奥州様 青山播磨守忠成  
(11)

慶長十九年〔1614〕十月十四日

松平陸奥守殿 酒井雅楽頭忠世等三人連署  
(12)

慶長十九年〔1614〕十一月廿八日

松陸奥守様 (上杉) 中納言景勝

元和四年〔1618〕六月十六日

仙台宰相殿 (徳川) 秀忠  
(13)

寛永四年〔1627〕正月十二日

仙台中納言殿 (徳川) 秀忠  
(14)

右ノ外、殿ヲ様トナシ或ハ政宗様、政宗公、黄門様等其人ニヨリ種々ノ称謂アリ、  
(15)

旧幕ノ時代ニハ、書翰ノ名宛ニ、苗字〔みょうじ〕ノ下一字ヲ略スル習アリタリ、此レ親昵〔しんじつ〕ヲ示ス者ト云フ、』  
(16)

注(1) くぼう。室町時代以後、征夷大將軍を称する。

注(2) 徳川第2代將軍秀忠の諡。

注(3) 「三河十八松平」と称せられた18家と、「江戸十八松平」と総称された前田・山内・島津・奥平・伊達・松井・黒田・戸田・浅野・久松・毛利・鷹司・池田・本庄・鍋島・越智・蜂須賀・柳沢の18家。

注(4) 「貞山公治家記録」卷之1、天正13年〔1585〕閏8月の条に『○下旬公従五位下ニ叙シ美作守ニ任セラレ青蓮院御門主尊朝親王御執奏ニ依テ山門中堂奉加ノ賞トシテ任叙シ賜ヒ日吉三宮奉加ノ儀ニ就テ繪旨ヲ賜フ』とある。

注(5) 「貞山公治家記録」卷之2、天正14年〔1586〕3月の条に『○是ヨリ前公左京大夫ニ任セラル去年十二月以後今年三月ニ至ルノ間月日不知』とある。

左京大夫〔さきょうのたいふ〕とは左京職〔さきょうしき〕の長官である。右京職と合わせて京職〔きょうしき〕といい、令制で、京中の戸口、田宅、訴訟、租税、道路などをつかさどった役所。左右、それぞれ朱雀大路の東・西を分担した。その後、令外の官檢非違使〔けびいし〕が置かれるに至って有名無実化した。みさとつかさ。

注(6) 「貞山公治家記録」卷之16、天正19年〔1591〕3月の条に『○此時節公侍従ニ任セラレ羽柴氏ヲ拝領シ賜フ越前守兼任仰出サルト云云是二月三月兩月間ナリ月日不知』とある。

侍従とは、令制で中務〔なかつつかさ〕省に属し天皇に近侍する職員。その過失を諫め補うことをつかさどった。おもとびとまぢぎみ。

注(7) 当時の伊達氏の本拠だった米沢地方をかつて長井荘といったので、このような呼び方をしたのである。「東北の仏教」(及川大溪)に、次のような記事がある。『中世羽前の置賜〔おいたま〕は郡名を失って長井の庄名を用い、あるいは大江広元の次子時広がここに所領を得て長井氏を称し、その支流がこの地方に分布したとも説かれるが、長井庄は本来平泉藤原氏の管した屋代庄の地に当り、鎌倉幕府がこれを放置しないで接收するのは当然と思われるものの、長井(大江)氏の本拠は下長井(今の長井)であつたらしい。しかし伊達氏は米沢入部以前に、早く長井氏を敗亡させた趣を伝え(伊達正統世次考、宗遠の条)、永正15年〔1518〕8月19日付で上長井庄、同16年3月9日付で下長井庄に対する伊達植宗の安堵状が伊達家文書〔82、83番として収録〕に見えている。』『伊達家文書〕(「大日本古文書」家わけ第3、東京帝国大学文科大学史料編纂掛編)の内「八三伊達植宗安堵状案、永正8年7月5日付」に『長井屋代之庄』が既に見られる。

注(8) この場合の陸奥は、陸奥の国のという意味で用いられたもの。まだ陸奥守に任ぜられては

いなかった。

注(9) 政宗は、天正19年〔1591〕9月から、慶長6年〔1601〕まで大崎地方の岩出山に在ったので、こう呼ばれたのである。

注(10) 「伊達政宗卿伝記史料」慶長2年〔1597〕10月の条に『二十六日はヨリ先、少将ニ任ジ、従四位下ニ叙セラル、是日豊臣秀吉ヲ自邸ニ招キテ任官斡旋ノ勞ヲ謝ス、』とある。少将とは、令外の官である左右近衛府の次官で中將の次位にある。すないすけ。

注(11) 松平陸奥守のこと。

注(12) 「貞山公治家記録」巻之22、慶長13年〔1608〕正月の条に『此月公 公方台徳院殿ヨリ松平御氏ヲ賜リ陸奥守ニ御転任仰出サレ御腰物来国光ヲ賜フ 日不知』とある。

「台徳院御実記」巻7、慶長13年1月の条には、このことについての記事がない。

注(13) さいしょう。参議の唐名である。参議とは三木とも書き、奈良時代に設けられた令外〔りょうげ〕の官。令外の官とは、令外とも省略し、律令制下、令に規定された「令の官」以外の官で、内大臣・中納言・参議などの類である。参議は太政官に置かれ、大中納言に次ぐ重職で、四位以上が任ぜられた。8人置かれるのが普通であった。おおいまつりごとびと。

「貞山公治家記録」巻之25、元和元年〔1615〕6月の条に『○十九日甲子今度大坂御軍功ノ賞トシテ正四位下ニ叙セラレ参議ニ任セラル』とある。

注(14) 「貞山公治家記録」巻之32、寛永3年〔1626〕8月の条に『権中納言従三位ニ御任叙アリ』とある。

中納言とは、令制の太政官の次官、令外の官で大納言に次ぐ。相当位は従三位。職掌は大納言に同じく政務の機密に参画するものであった。正と権とある。なかのものもうすつかさ。

参議から権中納言に進んだのは伊達家歴代中、政宗だけであった。なお、政宗は明治34年正三位を贈られ更に大正7年従二位を追贈された。忠宗以下の当主は左近衛権中將または少将で、陸奥守を兼ねた。伊達家の世子は江戸城に於て元服し、將軍家から諱〔いみな〕の一字即ち偏諱〔片名、偏名、かたな〕を与えられ、従四位下侍従兼越前守に任ぜられ、襲封と同時に陸奥守となり、左近衛少将に任ぜられるのが恒例だったのである。

注(15) 中納言の唐名。

注(16) 修姓・修名から出た慣行。

資料 貞山公治家記録

伊達家史叢談巻之7（伊達邦宗）